

神大フエスタ  
参加団体規則  
(2019 年度改正版)

## 第1章 総則

- 第1条 当規則は、神大フェスタ(以下、「フェスタ」とする)に参加する全ての参加者及びその団体(以下、これらを総称して「参加団体」とする)に適用する。
- 第2条 当フェスタは、神大フェスタ実行委員会(以下、「委員会」とする)が執り行うものとする。
- 第3条 当委員会は、当フェスタに参加する参加団体及びそれに付帯する団体からの金銭徴収は一切行わない。
- 第4条 当フェスタでの金銭の取り扱いは物品の売買行為にのみ限定した上で許可をする。この行為では投げ銭及びそれに等価されるやり取りによって参加団体が利益をあげることが禁ずる。
- 第5条 当フェスタの開催日及びその前日(以下、「開催期間」とする)の神奈川大学横浜キャンパス(以下、「大学」とする)内における、酒類(含ノンアルコール)の持ち込み及び飲酒、酒気を帯びての参加を原則禁ずる。
- 第6条 (1)当フェスタでの開催期間の喫煙は、当委員会の指定した場所のみこれを許可する。  
(2)当フェスタでの開催期間の歩きタバコ及びそれに付帯する行為は、当委員会の指定した場所を問わず禁ずる。
- 第7条 当委員会は、参加団体の当大学内における特定の政治的実践活動及び特定の宗教的宣教活動またそれに付帯する活動の全てを認めない。
- 第8条 当規則に定めのない事項については、参加団体と当委員会の協議によって定める。
- 第9条 当委員会は、参加団体の事故、紛失、損失及びそれに付帯することについて一切の責任を負わない。

## 第2章 参加に関する規定

- 第10条 当フェスタへの参加は、当委員会指定の申込用紙(以下、「申込書」とする)に必要事項を明記した上で当委員会の承諾を持って許可をする。希望参加団体数が企画規定枠を超えた場合、抽選、先着制または当委員会による審議によって選出し、同様の方法で許可をする。また、参加団体は参加する企画のルールに沿うこととする。
- 第11条 参加団体は参加団体名簿に記入してある個人を特定できる情報と一致し、神奈川大学の学生の参加者数が参加団体名簿の1/2以上の数でなければならない。但し当委員会が承諾した地域住民の参加型企画及び当委員会の承諾を得た団体(地域に根差した活動を行っている団体、神奈川大学に関する団体等に限る)に関しては、この全てを適用しない。
- 第12条 (1)当委員会が貸し出すことのできる場所(以下、「貸出場所」とする)は、大学が所有し、かつ当委員会と大学の使用許可の下りた土地または講堂のみとする。  
(2)当委員会が貸し出すことのできる備品(以下、「貸出備品」とする)は、大学または当委員会が所有し、かつ当委員会と大学の使用許可の下りた物とする。  
(3)貸出場所及び貸出備品の貸出期間は、当フェスタの前日及び当日の当委員会が定める時間に限定する。この期間を過ぎたものは、速やかに清掃を行い当委員会の指示に従い使用前の状態へ復元した上で、返却しなければならない。
- 第13条 参加団体は当委員会から借りた土地、講堂、備品の一切の管理責任を負わなければならない。それらの故意又は過失による破損または紛失をした場合、その参加団体が修繕費の全額を負わなければならない。
- 第14条 (1)参加団体が希望する土地または講堂が、他の参加団体と重複している場合、当委員会と希望する参加団体での協議または抽選、先着制を用いることがある。  
(2)参加団体への貸出備品は、その数の上限を制限することがある。
- 第15条 参加団体は緊急事態や予期せぬ事態の場合は当委員会の指示に従わなければならない。

### 第3章 車輛に関する規定

- 第16条 当フェスタ開催期間の車輛を用いた搬入は、当委員会の定める期日までに当委員会に申請し、許可された車輛のみ認める。
- 第17条 (1)大学内での走行は、速度5 km/h以内に制限する。  
(2)走行可能区域は当委員会の指定する場所のみとする。  
(3)タイルの上に車輛及びそれに付帯するものを原則乗せてはならない。  
(4)大学内での駐車は、当委員会、大学及び参加団体との協議によって決める。

### 第4章 講堂使用に関する規定

- 第18条 講堂内での飲食物の販売及び取り扱い(「取り扱い」とは食品の調理、運搬、及び配布などを指す)を原則として禁ずる。
- 第19条 (1)講堂内の装飾または掲示は、通行の妨げにならず、かつ当委員会の許可した物を使用することとする。  
(2)当委員会の許可した物を用いた場合でも、窓、塗装した壁及び柱への使用は禁ずる。  
(3)当委員会が安全でないと判断した場合、その使用方法を変更または中止させる場合がある。

### 第5章 屋外使用に関する規定

- 第20条 (1)貸出場所に屋台などそれに類似する物の持込及び作成は、当委員会及び大学との協議によって決める。  
(2)当フェスタにおいて、参加団体の雨天時における貸出場所の変更は、予め申請のあった時にのみ当委員会の承諾をもって許可を出す。  
(3)当委員会が安全でないと判断した場合、その使用方法を変更または中止させる場合がある。

### 第6章 販売物に関する規定

- 第21条 (1)当フェスタで販売できる販売物は、申込書にて申請があり、かつ当委員会が承諾した物に限る。但し、煙草類、酒類(含ノンアルコール)、生もの類の販売は禁ずる。加工済み食品を含めた飲食物の取扱いは、横浜市神奈川区生活衛生課食品衛生係の許可を得た参加団体のみとする。  
(2)貸出場所を離れた販売行為及び試食等を禁ずる。  
(3)食品衛生、調理環境には十分配慮しなければならない。また当委員会が安全でないと判断した場合、参加団体は当委員会の指示に従わなければならない。  
(4)飲食物の前日からの作り置き及び保管を禁ずる。  
(5)飲食物の販売は、参加団体に割り当てられたテントスペース内で行い、下処理に関しては当委員会が認めた場所のみにおいて認める。  
(6)当フェスタ終了後、当委員会の定める期日までに指定の収支決算書を当委員会指定の手続きを取って当委員会に提出しなければならない。

## 第7章 広報活動に関する規定

- 第22条 (1)参加団体の広報活動は、当フェスタを活性化し、それにより参加団体に利益が還元する場合にのみ、当委員会で承諾し、大学で許可を出す。また、参加団体の責任で当フェスタ終了時に広報活動に用いた物を全て当日中に撤去しなければならない。
- (2)ビラ配布による広報活動は、指定した期日までとする。
- (3)当フェスタ開催期間及び準備期間内で、広報活動に用いる物はサンプルとして、それぞれ1部ずつを当委員会に提出しなければならない。
- (4)参加団体の広報活動可能区域は、当委員会と大学の協議によって定める。
- (5)当委員会が承諾していない、当フェスタ参加に関するポスターまたはビラ及びこれに類推される物は、当委員会の判断で撤去することができる。

## 第8章 個人情報の収集及びアンケートに関する規定

- 第23条 (1)当フェスタにおいて、氏名・生年月日・住所その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(以下、「個人情報」とする)を収集する活動は原則として禁ずる。
- (2)当フェスタにおけるアンケート配布は、その使用目的を明確にした上で指定した期日までに当委員会にアンケートのサンプルを1部提出し、当委員会、大学側の許可を得た場合のみ配布を認める。また、アンケートの記入に供する個人情報の収集活動は禁ずる。

## 第9章 罰則に関する規定

- 第24条 当フェスタにおいて、飲酒、当委員会の指定した場所以外での喫煙、暴力、特定の政治的実践活動、特定の宗教的宣教活動、当委員会が許可を出していない参加団体の金銭取引及びそれに等価するやり取り、貸出備品の故意の破損、欠損、紛失、またこれらのいずれかが類推される行為及び本規則に反する行為が発見された場合、当委員会の判断の上、当委員会及び大学の協議によって、一時的な当フェスタへの参加の中止、もしくは参加そのものを中止する。

## 第10章 附則

- 第25条 本規則は2000年9月25日より適用する。  
本規則は2001年7月1日より適用する。  
本規則は2004年3月15日より適用する。  
本規則は2005年4月1日より適用する。  
本規則は2007年4月26日より適用する。  
本規則は2008年4月28日より適用する。  
本規則は2009年4月23日より適用する。  
本規則は2010年4月27日より適用する。  
本規則は2011年4月27日より適用する。  
本規則は2012年5月2日より適用する。  
本規則は2013年4月24日より適用する。  
本規則は2014年4月29日より適用する。  
本規則は2015年4月28日より適用する。  
本規則は2016年3月13日より適用する。  
本規則は2017年2月10日より適用する。  
本規則は2018年3月23日より適用する。  
本規則は2019年3月15日より適用する。